

## 長浜市すこやか出産支援事業についてよくある質問

### 【一般不妊治療・不育症治療について】

Q1:令和4年度から人工授精やタイミング法が保険適用になりましたが、長浜市の助成はありますか？

A1:はい、継続して助成します。

保険適用の有無にかかわらず、自己負担額の1/2を助成します。上限額は以下のとおりです。

- ・一般不妊治療(人工授精、タイミング法など):上限5万円
- ・不育症治療(保険適用分):上限5万円
- ・不育症治療(保険適用外):上限10万円

Q2:申請書はいつ提出すればよいですか？

A2:治療が終了した日から速やかに提出してください。

申請期限は、治療終了日の属する年度内、または翌年度末までです。

(例:令和7年度中(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の治療分は、令和9年3月31日まで申請可能)

Q3:提出書類の「受診等証明書」は誰が記入するのですか？

A3:治療を受けた医療機関に作成を依頼してください。

治療内容や費用を証明する書類です。なお、証明書作成にかかる文書料は助成の対象外です。

Q4:院外処方薬の薬代も助成対象になりますか？

A4:はい、対象になります。

「受診等証明書」の証明期間内に処方されたものであれば対象です。申請の際は、薬剤名がわかる領収書および調剤明細書を提出してください。

Q5:同じ年度内に複数回治療を受けました。まとめて申請できますか？

A5:はい、上限額に達するまではまとめて申請可能です。

Q6:同じ年度内に複数の医療機関で治療を受けました。まとめて申請できますか？

A6:はい、可能です。

ただし、医療機関ごとに「受診等証明書」の作成が必要です。

### 【特定不妊治療について】

Q1:特定不妊治療(体外受精など)への助成はありますか？

A1:いいえ、現在は終了しています。

滋賀県の助成事業終了に伴い、市の助成も令和5年度をもって終了しました。

【その他(必要書類・対象要件)】

Q1:市税・国民健康保険料(税)の完納証明書は必要ですか？

A1:申請時期に応じた完納証明書が必要です。

ただし、基準日時点で長浜市に住民登録がある方は提出不要です。

申請日	必要な証明書	基準日 (提出不要の判定日)
令和8年5月31日まで	令和7年度完納証明書	令和7年1月1日
令和8年6月1日 ～令和9年5月31日	令和8年度完納証明書	令和8年1月1日

転入された方：基準日時点で他市町に住民登録があった場合は、当時の市町で完納証明書の発行を受けてください。

Q2:事実婚の場合も対象になりますか？

A2:はい、対象です。

申請書に加え、以下の書類が必要です。

- ・戸籍謄本(外国籍の方は婚姻具備証明書など)
- ・住民票(長浜市に住民登録がある場合は不要)
- ・事実婚関係に関する申立書

Q3:パートナーシップ宣誓をしても対象になりますか？

A3:はい、令和6年4月から対象となりました。

申請時に「長浜市パートナーシップ宣誓書受領証」または「受領カード」を提示してください。